

## 会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-03	令和4年度第3回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会		
開催日時	令和4年9月16日（金） 午前10時から正午まで			
開催場所	オンライン会議			
出席者数	13名 【委員】 安藤朝規 しもむら 緑 たかはしのりこ 田中 哲 戸井田 光弘 松村 雅生 森田典子 吉田大祐 （50音順・敬称略） 【事務局】 総務部長 総務課長 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任（2名）			
会議の公開 （傍聴）	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題等	(諮問事項) 1 個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について (報告事項) 2 目的外利用に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について 3 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会委員の任期延長について			
配付資料	【今回追加資料】 資料1 個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について（答申）案 資料2 「墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例」骨子案について 資料3 目的外利用に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について 追加配布資料 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会委員の任期延長について 【第1回配付資料】 資料4 検討課題（検討課題①～⑩） （参考資料1）現行条例と改正個人情報保護法の比較 （参考資料2）個人情報の保護に関する法律 （参考資料3）墨田区個人情報保護条例 【第2回配付資料】 （参考資料4）「目的外利用及び外部提供の記録」の審議会への報告及び公表のあり方について（検討課題③：補足資料） 資料4追加 検討課題⑩：審議会の設置及び所掌事項 （参考資料5）墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例			

<p>会 議 概 要</p>	<p>今般の運営審議会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンラインによる会議の開催とした。</p> <p>【諮問事項】個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について</p> <p>総務部総務課文書管理係長及び主任による資料1及び資料2の概要説明の後、それぞれ種々意見交換を行った結果、区の考え方について、異議はなかった。発言内容については、以下のとおりである。</p> <p>《資料1：はじめに》</p> <p>(会 長)</p> <p>答申の趣旨と法改正後における審議会の姿勢が簡潔に書き込まれていると思う。</p> <p>《資料1：1 条例要配慮個人情報の規定》</p> <p>(会 長)</p> <p>多くの自治体は、条例で独自に要配慮個人情報として特定の規定を設ける必要性は少ないと考え、条例要配慮個人情報の規定を定めないこととしている。墨田区は、現行条例において収集禁止事項として規定しているものがあるが、改正法における要配慮個人情報には、収集禁止事項という考え方はなく、要配慮個人情報であっても所掌事務のために必要であれば、やむなく収集することはあり得るという考え方である。特段、墨田区において条例要配慮個人情報として特定の規定を設けても、改正法の規定を超えたルールを区独自に定めることは許容されておらず、効果も見込まれないであろうということで、条例要配慮個人情報を規定しない、と結論付けている。</p> <p>《資料1：2 個人情報ファイルの事前の届出》</p> <p>(会 長)</p> <p>改正法では、個人情報を保有する当該行政機関でなく、第三者機関が個人情報の保有等についてチェックするというのが、一つの大きな考え方としてある。国でも、現に各省庁とは別に個人情報保護委員会が第三者機関の立場でチェックする仕組みとなっている。しかし、地方公共団体の場合は、執行機関が法定事項となっているため、国のように個人情報の取扱いについてチェックするための機関を新たに設置することはできない。これを踏まえ、通常であれば、個人情報ファイルを事前に届け出る手続は内部的な執行機関内の問題であるため、従前どおり規則で規定する事項であるが、あえて情報を保有する部署以外の第三者的な組織のチェックを行うという趣旨を強調するため、条例で規定しようということである。</p> <p>(委 員)</p> <p>個人情報ファイルを正式に運用する前に、個人情報保護制度所管課で確認し、必要に応じて助言するとあるが、具体的には、誰が誰に対して助言をするのか。</p> <p>(総務課文書管理係主任)</p> <p>個人情報ファイルを使用する各所管課が事前に届出をし、個人情報ファイル簿に記載している内容が適切かどうか、個人情報保護制度の所管課である総務課で確認をし、不十分であれば、所管課に修正を求める仕組みとしている。つまり、具体的には、総務課が所管課に助言をする仕組みである。</p> <p>《資料1：3 利用目的以外の目的のための利用又は提供に係る手続に関する規定》</p> <p>(会 長)</p> <p>現行条例では、個人情報の目的外利用及び外部提供について、多くの場合、審議会の承認を得て行う仕組みであった。改正法ではその仕組みがなくなることを踏まえ、墨田区ではできる限り厳格かつ適格に個人情報の目的外利用及び外部提供を行っていった</p>
----------------	--

<p>会 議 概 要</p>	<p>め、目的外利用及び外部提供を行ったときには、記録票を作成する手続を規定したい、ということである。</p> <p>《資料 1 : 4 自己情報開示請求の不開示情報と情報公開請求の非公開情報との整合を図る規定》</p> <p>個人情報保護については、条例で規定していたものを法律で規定することとなったが、情報公開条例は従来どおり残っている。そのため、個人情報保護法と情報公開条例に齟齬（そご）があった場合に、各自治体が一定の範囲で情報公開条例に合わせた措置を条例に規定して行うことができる、とされている。情報公開条例では、改正法では規定されていない法令秘情報を非公開情報として規定しているが、実質的には改正法に規定されたその他の不開示情報として対応できるため、あえて改正法の施行条例で法令秘情報を規定する必要はない、と結論付けている。</p> <p>（委 員）</p> <p>抽象的で、問題点のイメージが湧かないため、具体例を示されたい。</p> <p>（会 長）</p> <p>これまでに法令秘情報を理由として不開示とした事例はあるか。</p> <p>（総務課文書管理係長）</p> <p>墨田区印鑑条例の第 2 2 条で、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類について本人であっても閲覧することができないことを定めている。そのため、印鑑登録に関する書類に係る自己情報開示請求について、法令秘情報であることを理由として、非開示とした事例がある。</p> <p>そのほか、法令秘情報として非開示になると想定されるものとして、裁判開始前の訴訟に関する書類がある。刑事訴訟法第 4 7 条にて訴訟に関する書類は公判の開廷前には原則公にしてならない、と規定されているため、裁判開始前の自身の情報について自己情報開示請求がなされた場合は、現行条例においては法令秘情報であることを理由として非開示とするが、改正法では別の類型に当てはめて不開示とすることになる。</p> <p>（会 長）</p> <p>国の場合は情報公開においても自己情報開示においても、法令秘情報を不開示とする規定はない。これは、他の法律との関係については、全て情報公開法を作る段階で調整し、情報公開法の規定に関わらず不開示とする場合は、特別に法的措置を行っているためである。例えば、刑事訴訟法に訴訟に関する記録については、情報公開法の規定に関わらず公にしてはならないと整理している。ところが地方自治法では、条例は法令の範囲内で制定できる、ということになっているため、条例で不開示と規定したとしても法令で不開示と規定されていれば、そもそも法令に反する条例は定められないことになっているので規定する必要がないが、あえて条例に法令秘情報を規定している。</p> <p>情報公開条例に規定されている法令秘情報についても、個人情報保護法の改正に合わせて削除する自治体もあるが、墨田区ではあえて削除することまではしない。</p> <p>《資料 1 : 5 訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲》</p> <p>（会 長）</p> <p>訂正請求等ができる自己情報について、改正法では開示請求をして開示決定をしたものに限ることとしており、現に国でもそのようにしている。ところが、地方公共団体である区の場合は、様々な形で自己情報に関する通知を送付しており、その中で誤っているものがあっても、改正法の規定のとおり開示請求をしてからでないと訂正請求等ができないというは、区民に対し無用な手続を課すことになる。そのため、書面で通知を受けたものについては、開示決定を経ずとも、従来どおり直接訂正請求等ができる</p>
----------------	---

<p>会議概要</p>	<p>ような仕組みを条例で追加するということである。</p> <p>《資料１：６ 開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限》  (会 長)  改正法では３０日以内に開示決定することとなっているが、実績から見て、従来どおり１４日以内に対応できると考え、期間を短縮するということである。</p> <p>《資料１：７ 自己情報開示請求に係る手数料の額》  (会 長)  国は手数料を徴収しており、地方公共団体の場合も各々の判断で手数料を徴収することはできるが、墨田区では従来どおり手数料は無料とし、実費のみ徴収する、ということである。</p> <p>《資料１：８ 運用状況の報告》  (会 長)  運用状況の区民への公表はどのような手段で行うのか。  (総務課文書管理係主任)  区のホームページで公表することを検討している。</p> <p>《資料１：９ 指定管理者への保有個人データの提供の求め》  (会 長)  指定管理者制度を導入している区立の保育園などについて、改正法では民間事業者として自己情報開示請求に対応する仕組みとなっているが、それと併せて、従来どおり区でも自己情報開示請求に対応できるように規定を設けたい、ということである。これは、改正法の解釈上も問題はない。</p> <p>《資料１：１０ 行政機関等匿名加工情報の提供》  (会 長)  行政機関等匿名加工情報の導入は墨田区においては当面見送る、という内容で、これまで国や一部の地方公共団体で導入されていた非識別加工情報の提供実績から考えるとやむを得ないと思われる。</p> <p>(委 員)  先行している地方公共団体において、非識別加工情報の提供実績が少ない理由はあるのか。導入に当たってどのような課題があると考えているか、所見を伺いたい。</p> <p>(会 長)  地方公共団体で非識別加工情報の提供実績が１件あるとのことだが、その内容を把握しているか。  (総務課文書管理係主任)  市川市の事例で、介護サービスの利用者３，０００人分の介護、健康管理、国保、市民税の各システムの個人情報ファイルを非識別加工し、将来の介護費、医療費及び要介護度の予測に利用する、というものがある。  (総務課文書管理係長)  相当な件数の個人情報がないと、加工しても個人を識別できない形、復元できない形にならないおそれがあることが課題とされている。一方で、自治体レベルの規模で相当加工した形で提供しても、事業者がどこまで具体的な提案に結び付けられるか、お互いの利害が一致しない部分もあり、今まで実績につながらなかったと考えられる。また、加工の技術も相当研究が必要で、その蓄積が足りないということも理由として考えられる。このように実績が伸び悩んでいる理由を具体的にイメージすることは難しいが、法改正に伴い、都道府県や政令指定都市は当該制度の導入が義務付けられており、導入に</p>
-------------	---

<p>会 議 概 要</p>	<p>当たって課題や解決策も見えてくるかと思うため、本区としても注視していきたい。</p> <p>(会 長)</p> <p>総務省で行政機関非識別加工情報を導入する際の検討会に参加したとき、私自身は緩やかな、オープンデータのような制度にしないと利用が進まないと考えていたが、多くの委員は公的機関が義務的に、強制的に徴収した個人情報であるため、厳格な利用の仕組みが必要だという意見を強く持っていた。そこで、行政機関非識別加工情報には、公益的な目的と厳格な非識別性が求められた。この非識別性と利用価値は相反するため、詳細なデータであればあるほど利用価値は高まるが、個人を識別されやすくなってしまふ。一方、個人を識別されにくくすればするほど、利用価値も低くなる。大方の委員の考えは、公益的な利用を中心にスモールスタートでよいではないかというものであった。これを踏まえ、相当詳細で厳格な手続が定められたために、利用が進まないというのが大きな理由であろう。</p> <p>また、もう一点利用が進まない理由を挙げるとすると、特に官民を通じて利用を先行しなくてはならない分野は別途、法的措置がとられている。例えば、がん登録、研究基盤、医療などは、個別の法制度がある。今回の法改正においても、学術研究は別途の流通制度を構築している。これらを除くと、行政機関等匿名加工情報として個別的な対応で行うものがどれだけあるかと考えてみても、なかなか難しいものがある。私の基本的な考え方は、利用価値があるものは、国や行政機関において一定の加工データを整備し、利用料を支払った上で自由に使えるような仕組みにしない、データの利活用は普及しにくい、というものである。個別の契約で、厳格な形で加工データを提供する場合、今後も普及するかは疑問である。そのため、自治体で広く利用の仕組みを早急に整備しなくてはならない、という状況にはないと考えている。</p> <p>(委 員)</p> <p>提案募集の手続もとても煩雑となっており、匿名加工情報の利活用についての国民的なコンセンサスが得られていない状況にある中で、墨田区として新条例における制度導入を検討する段階にない、ということが理解できた。</p> <p>《資料1：11 審議会の設置及び所掌事項》</p> <p>(会 長)</p> <p>審議会の設置自体は義務的なものではないが、墨田区としては引き続き審議会を設置したいと考えている。その所掌事務については、従来の役割である、目的外利用や外部提供について個別に承認する仕組みは認められないというのが改正法の解釈であるため、それ以外の審議会の役割として、改正法に基づく墨田区の個人情報保護制度に対し、一定の見守りをしていきたい、ということである。</p> <p>(会 長)</p> <p>種々意見が出たところではあるが、答申書の字句的な修正は私と事務局に一任していただくこととして、この諮問についてはこの内容で答申することに賛同いただけるか。</p> <p>(委員一同)</p> <p>異議なし</p> <p>《資料2：「墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例」骨子案について》</p> <p>(委 員)</p> <p>パブリック・コメントが必要になると思うが、いつ行う予定か。</p> <p>(総務課文書管理係長)</p> <p>11月の区議会の委員会等で骨子案を報告後、12月中にパブリック・コメントを実施し、その意見を反映した上で条例案を2月議会で提案する予定である。</p>
----------------	--

<p>会 議 概 要</p>	<p>(会 長) 本日示された条例の骨子案は審議会の了承事項となるか。</p> <p>(総務課文書管理係長) 諮問事項内の報告という位置付けである。</p> <p>(会 長) 経験上、骨格的なものがあっても、法令を立案すると、多少変わることもあるが、許容範囲ということで、了承いただきたい。</p> <p>なお、現行条例は廃止するのか。</p> <p>(総務課文書管理係長) 現行条例は、新条例の付則で廃止することを考えている。他の自治体でも廃止という形をとるところが多いと聞いている。</p> <p>(会 長) あえて現行条例の全部改正を予定している自治体もあるようである。墨田区の場合、通常は規則事項となるようなものも条例の中にあるので、現行条例を廃止して新条例を制定するという事だと思ふ。</p> <p>ほかに質問事項がなければ、諮問事項に付随する報告を受けたものとして、了承する。</p> <p>【報告事項】 目的外利用に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について 事務局から一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について、概要を説明した。委員からの質問や意見はなかった。</p> <p>【報告事項】 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会委員の任期延長について 事務局から墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会委員の任期延長について、概要を説明した。委員からの質問や意見はなく、報告どおり了承された。</p> <hr/> <p>会議の概要は、以上である。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>総務部総務課文書管理係（電話０３－５６０８－６２４１）</p>